



当院では高齢者虐待防止に関する指針を定め、身体拘束最小化チーム（虐待防止委員会内）により下記の基準に従い組織的に対応しています

- 患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。
- 身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されている。必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。
- 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施する。
 - ア)身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
 - イ)身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用する。
 - なお、ア)を踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行うこと。
 - また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や、身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むことが望ましい。
 - ウ)入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行う。
- 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律25第123号）の規定による。

令和6年4月1日